

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 5 月 6 日 (木) 午前 10 時 30 分から 11 時 8 分

2. 開催場所 宇和島市役所 A 棟会議室

3. 出席委員 (16 名)

会 長 9 番 小清水 千明
会長職務代理者 24 番 山本 一也

農業委員	1 番	赤松 俊雄	2 番	赤松 利彦
	3 番	今西 功尚	4 番	上田 一徳
	7 番	黒田 義人	10 番	末光 亨
	11 番	清家 儀三郎	12 番	竹葉 邦政
	13 番	谷本 宏明	14 番	玉木 邦英
	15 番	土居 喜三郎	16 番	富永 文夫
	19 番	松本 武雄	23 番	山口 一光

4. 議事日程

議事録署名委員の指名

12 番 竹葉 邦政 15 番 土居 喜三郎

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 6 条の規定による報告について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意
解約通知について

報告第 4 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会
に対する回答について

報告第 5 号 諸証明について

報告第 6 号 農地転用確認交付申請書について

報告第 7 号 農地原形変更完了届出書について

報告第 8 号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について

報告第 9 号 農地法第 4・5 条許可(令和 3 年 3 月定例総会分) について

(令和 3 年 3 月 16 日～令和 3 年 4 月 15 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による宇和島市農用
地利用集積計画(案)の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 今西 愛典

農地係長 濱田 英樹

6. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年5月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

おはようございます。新型コロナの影響でのような形になりました。会場も使えないという事で急遽この場所を借りた関係で10時30分という事になりましたのでよろしく申し上げます。

皆様方も一番はコロナに罹らないように、またこの様なお天気も続いておりますので怪我をしないようにという事を私からお願いを申し上げたいと思っております。

世の中ではコロナウイルスが猛威を振るっておりまして、イギリス株、今はインド株という事で非常に感染力が強い、若者でも罹るし重症化になりやすいという事でございまして、今まで以上に手洗い、マスク等々の予防措置が必要かなという風にも思っております。

宇和島の場合は数日来、感染者は出ておりませんが、愛媛県もまん延防止措置を取りまして、知事の方も非常に熱心に強い態度で防止の方を努められています。そういう効果もあって数の方は少なくなっておりますが、お隣の徳島におきましては非常に数が増えているという状況で予断を許さない状況でございまして、尚一層のご注意をしていただきたいという風に思っております。

仕事柄、山の方でそれなりに安全かとは思いますが、ちょっと町に出る時に油断という事が一番に考えられますので注意していただきたいという風に思っております。

今日は少ない人数で、推進委員さんの代わりに説明をという事で、ご出席の皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、十分なご審議を頂きますようお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

富永委員が来られてませんが、現在こちらに向かっているという事ですので、報告をしておきます。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に竹葉委員、土居委員を指名いたします。

まず報告第1号から第9号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第9号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第9号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

1番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて耕作をするという申請です。□□□□さんは松山市に住んでおられるため耕作及び管理する事ができないという事から◇◇◇◇さんに所有権移転する事になりました。〇〇〇〇さんは地区のリーダーで農業に大変熱心に取り組んでおられまして、従いまして所有権移転される事に問題ありません。

《末光委員》

2番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係です。□□□□さんは高齢であり娘の◇◇◇◇さんが現在仕切っている状態であります。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされており何ら問題はないと思います。以上です。

《山本一也委員》

3番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けていく申請でございます。□□□□さんは熱心に野菜栽培をする予定で経営拡大のためで、◇◇◇◇さんは高齢による経営縮小で所有権移転の運びとなりました。

《谷本委員》

4番についてご説明をいたします。〇〇〇〇さんは親子関係でございまして、お父さんより息子さんに所有権移転するという事です。何ら問題ないと思います。

5番、6番は△△△△君が新規就農者として土地を探しておりまして、1件は□□□□さん、もう1件は◇◇◇◇さんより土地を貸していただいて新規に就農される様になっております。そういう事で何も問題ないと思います。

《土居喜三郎委員》

7番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんの家が隣だそうで、□□□□さんは高齢のため◇◇◇◇さんに譲るという話がまとまったようです。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされており何ら問題ないという事です。以上です。

《赤松俊雄委員》

8番、〇〇〇〇さんは子供が◇◇◇◇で後継者が居ないため、△△△△さんは後継者が居りますので□□□□さんの所へお願いしたそうで、問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

9番、〇〇〇〇さんは親子関係であります。貸借について何ら問題ないと思います。

《上田委員》

10番ですけれども、〇〇〇〇さんは親子でありまして、若い農業後継者でございますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

1番について説明いたします。この農地に〇〇〇〇さんが営農型太陽光発電施設を設置するという事で、この案件につきましては4月28日に会長を始め関係者によって現地調査をしております。この農地を転用する事によって周辺農地に影響を及ぼす事はないと考えられます。従いまして農地を転用する事に問題はないと思います。以上です。

《竹葉委員》

失礼します。2番について説明申し上げます。先月の後半に会長を始め事務局の方々とは現地の方を確認して参りました。まずこのカラーコピーの農地法第4条2号の写真になるのですが、ここは農地ですが駐車場として使用されました。この分につきましては始末書の方も提出されております。今回、ここに梅が植わっておりますがここに賃貸借で集合住宅というお話でございます。見て頂いたら分かるように周りは住宅に囲まれております。前に市道が走っておりまして、裏の方に写真では写ってはいませんが畑をされている人も居るのですが、そこの境も擁壁でキチンとされておりましたので転用について問題ないと思います。

《 会 長 》

ここで事務局より補足説明があります。

《今西次長》

補足で説明させていただきます。4条1号の営農型太陽光発電なのですが、既に写真では建っております。建っている理由としては3年前に営農型太陽光の許可を取られております。営農型太陽光は3年間の一時転用になりますので、3年を経過する前に再度3年の転用の許可を取らなければなりませんので、今回の申請であります。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

1番について説明いたします。申請者の〇〇〇〇さんが弟の△△△△さんの農地を譲り受けて駐車場にするという申請です。この案件につきましては4月28日に会長を始め事務局等で現地調査を行なっております。既にこの土地に車庫が設置されており違反転用となりますので、始末書も提出されております。現地調査の時に今後このような事が無いよう指導いたしております。この申請地は申請者の自宅に隣接している土地であり、周辺農地に影響を及ぼすことが無いと考えられます。従いまして農地転用する事に問題はないと思います。以上です。

《清家儀三郎委員》

2番、3番の事について説明いたします。〇〇〇〇さんは現在借家住まいで、今回土地を買って家を建設したいと探していた所、△△△△さんの所有の畑を購入する事が話でまとまったという事であります。そのため所有権移転となりました。それに伴いまして4月28日に会長、事務局と関係者立会いで現地を確認し、国土調査も終わ

り境界はシッカリした土地であり、排水の横に水路があり水利組合の許可も頂いているという事でございます。また、進入路につきまして5条の3号で進入路につきましても地役権設定としておりまして、この土地を何ら問題なく使用できるという地役権を設定しているのでこの事について何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第3号は原案とお承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

1番について説明します。耕作者の〇〇〇〇さんは地元でも△△△△組織の会長も務められており非常に熱心に農業に取り組んでおられます。更新でありますので何ら問題ありません。

《末光委員》

2番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんの園地を△△△△さんが新規で10年1ヶ月借り受けて柑橘の栽培をするという事です。□□□□さんは熱心に農業をされており何ら問題ないと思います。

3番について説明します。利用権設定をする◇◇◇◇さんは、今まで近所の人に耕作をお願いしていたのですが耕作が難しくなり、耕作者を探していた所、〇〇〇〇さんが耕作をするという話がまとまりまして、△△△△さんは熱心に農業に取り組んでおられますので問題ないと聞いております。

4番について説明します。更新です。設定を受ける□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおり、今までどおり耕作をするという事で問題ないと思います。

《山本一也委員》

5番について説明いたします。〇〇〇〇さんは若いのですが、親から譲り受けた土地で耕作不便のため経営縮小を行い、隣の園地を熱心に農業されている△△△△さんが経営拡大のため賃貸借権の設定になりました。新規でございます。

6番から13番まで一括関係なのでご報告いたします。□□□□さん以下8名は耕作不便による経営縮小のため、また健康上の不安等もあります。国の指定文化財である遊子水荷浦の段畑は馬鈴薯を栽培して維持管理をやっていかなければなりませんので◇◇◇◇さんが先頭になってまとめて賃貸借権設定の更新であります。何ら問題ないと思います。

《今西委員》

14番につきましては更新であります。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは地区の若手のリーダーでありまして農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして利用権設定の更新に問題ありません。

《黒田委員》

15番、16番、17番につきまして説明いたします。〇〇〇〇さんが利用権設定を受ける訳ですが更新であり問題ありません。

△△△△さんから利用権の設定を受ける□□□□さん。これも問題ありません。

◇◇◇◇から設定を受ける〇〇〇〇さん。年齢も若く非常に熱心に農業に取り組んでおり何ら問題ありません。これは新規でございますが、私も現地確認をしておりますがどちらかというところまで労働不足もあったと思われるような状態です。若い人が一括して借りてくれるという事ですので、農地として有効活用されると思いますので、問題ないと思います。

《富永委員》

18番の説明をします。〇〇〇〇さんが△△△△さんの方に利用権を設定しており更新です。何ら問題ないと思います。

19番、□□□□さんが◇◇◇◇に利用権設定するという事で問題ないと思います。

20番、〇〇〇〇さんが作られているのですが、△△△△さんが相続人です。□□□□さんは息子さんの◇◇◇◇さんと一緒に耕作されるようです。21番、22番これも息子さんと一緒に耕作されるので間違いはないと思います。

23番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの方に依頼なのですが、これは以前□□□□さ

んに作っていただいていたのですが、体調不良のため改めて◇◇◇◇さんをお願いした所、引き受けていただいたもので何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

24番でございますが、〇〇〇〇さんがずっと昔から作っておられ更新でございます。非常に綺麗に作っており何ら問題ないと思います。

《今西委員》

25番について説明いたします。利用権設定をする〇〇〇〇さんは兼業農家です。入り作の都合により耕作が難しくなり耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作をされるといふ事になりました。□□□□さんにつきましては農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして利用権設定をされるといふ事に問題ありません。

《赤松俊雄委員》

26番、〇〇〇〇さんから頼まれて、△△△△さんは73歳になっているのですがまだ元気に熱心にやっておられます。□□□□さんは農業をやっておらず、ずっと継続ですので何ら問題はないと思います。

続いて27番、◇◇◇◇さんから〇〇〇〇さんに、△△△△さんは高齢のため□□□□さんに一部ですが譲りました。◇◇◇◇さんは非常に熱心にやられている方です。何ら問題ないと思います。

28番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに、□□□□さんは2年前に亡くなられてまして、◇◇◇◇さんはまだまだ若い人で今から柑橘の売り上げが上がる農家です。譲り受けまして熱心に作っております。以上でございます。

《小清水委員》

29番について説明を申し上げます。〇〇〇〇さんは60歳まで△△△△の方でお勤めをしております、その後、自宅の農業の後を継いで故人であります□□□□さん、お父さんの土地を耕作していたのですが、年齢的にそろそろリタイヤしたいという事でございまして、同じ部落の◇◇◇◇さんに貸し出すという事でございます。

〇〇〇〇さんにつきましても7年位前から就農いたしまして、次世代型の新規就農交付金を5年間受け取りながら就農しておりました。それが無くなりまして今回、規模拡大したいという事で新規であります利用権を設定するようになりました。以上です。

《赤松利彦委員》

30番、〇〇〇〇さんの畑を△△△△さんが耕作をするという事で身内であり新規であります。問題ないと思われま。

31番、□□□□さんの土地を◇◇◇◇さんがするという事で、身内であり何ら問題ないと思います。

《小清水委員》

32番でございますが、議案書の2ページの報告第3号108番の案件の土地でございます。これまでお父さんの〇〇〇〇さんが利用権の設定を受けて耕作をしておりました。今回、△△△△さんに一旦お返しをして息子さんの□□□□さんが新たに借り受けて耕作をするという事であります。◇◇◇◇さんにつきましては三間の方でずっとお勤めをしておりまして、就農の方はしておりません。それで今回、〇〇〇〇さんが借り受ける訳なんです、経営的には親子でこれまでどおりお父さんと営農しておりますので何ら問題はないという事で、新規となっておりますが継続と同じような事で何ら問題ないと思います。以上でございます。

《上田委員》

33番でございますが、〇〇〇〇さんの畑を△△△△さんが受けるという事で、□□□□さんは農業後継者でございますので何ら問題ないと思います。以上です。

《松本委員》

34番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を借り受けるという事でございます。今は現在ハウスが建っており更新の契約なので何ら問題はありません。

《赤松利彦委員》

所有権移転1番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに所有権移転で何ら問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

2番、〇〇〇〇さんから△△△△さんに、□□□□さんは高齢のため、◇◇◇◇さんはまだまだやれると、若手ですので譲った形になります。

《上田委員》

3番でございますが〇〇〇〇さんの方から△△△△さんの方に所有権移転という事で何ら問題ないと思っております。

《土居喜三郎委員》

4番、5番を説明いたします。〇〇〇〇さんから△△△△さんに売買という事です。□□□□さんは叔父の◇◇◇◇さんの手伝いで3年前から就農されており、熱心にされており何ら問題ないと思います。

5番、〇〇〇〇さんから△△△△さん。先程もありましたが□□□□さんは高齢で縮小したいという事で◇◇◇◇さんと話がまとまりました。何ら問題ないと見ております。

《上田委員》

6番ですが報告をさせていただきます。〇〇〇〇さんは現在農業をされていないと

いう事で、△△△△さんが譲り受けてされるという事で何ら問題ないと思います。
以上です。

《清家委員》

7番です。所有権移転ですが〇〇〇〇さんが△△△△さんへ土地を売買したという事で、先月15日位ですか売買契約が整ったという事でした。□□□□さんは樹園地、ミカン作りで一生懸命やっておられます。今の所六町から七町ほどミカンを作っているような人で、もっと規模拡大したいという事で、丁度自分の所の隣の園地を◇◇◇◇さんから買ったという事で、〇〇〇〇さんについても今、△△△△でやっけていても農業をする気がないようなことを言っておりましたので売買が成立したんだと思いますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和3年5月定例総会の議案を終了いたします。